

山村振興研修会資料

当面する課題、そしてその先へ向けて

2023年7月

全国山村振興連盟常務理事・事務局長

實重重実

(注) 資料は関係省庁のものを活用しています。

山村振興法概説 まとめ

- 総務省・農林水産省・国土交通省の3省共管
- 昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- S25市町村単位（S35時点の人口密度と林野率の基準）で指定
- 昭和50年から平成27年にかけて、5度の期限延長
- 現行法（平成27年延長・改正）期限は令和7年3月31日
- 山村振興(法)の意義 ▶ 第2条の2 基本理念（H27改正時に創設）
 - ・ 国土保全、水源涵養、自然環境保全等の多面的機能発揮・維持のため森林等保全を旨とする
 - ・ 産業基盤等整備、産業育成、就業機会の創出、地域間交流促進等を図る
- 計画に基づき山村活性化支援交付金の活用、基幹道路の都道府県整備可能
 - H27改正を踏まえた山振計画の作成が必要

山村振興法 措置

山村振興基本方針(第7条の2)

- ・都道府県が作成
- ・主務大臣に提出 (⇒ 関係府省庁)

基づき

山村振興計画(第8条)

- ・計画事項
- ・市町村が都道府県と協議の上、作成
- ・主務大臣に提出 (⇒ 関係府省庁)
- ・産業振興施策促進事項の策定 (第8条第3項)

基づき

計画に基づく事業の助成等

- ・国は、計画に基づく事業の円滑実施のため、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置 (第10条)
- ・計画に基づく地域資源の活用による特産物の生産等の事業に取り組む者への助成 (第10条第2項)
- ・基幹道路の都道府県代行制度 (第11条)

産業振興施策 促進事項の特例

- ・林業木材産業改善資金の償還/据置期間延長 (第8条の6)
- ・補助金等予算執行の適正化に関する法律の特例 (第8条の7)

山振計画

必要

不要

事業の円滑実施のための助成等(第4条)

振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置

- ・補助率アップ
- ・採択基準の緩和等

日本政策金融公庫 貸付(第17条)

- ・農林漁業者等作成の経営改善・振興計画を都道府県知事が認定
- ・認定計画の実施に必要な資金を貸付

山村振興法 構造

(昭和40年法律第64号)

総則的な規定

第1条 目的

第2条 定義

第2条の2 基本理念

第22条 国土審議会の調査審議

第23条 主務大臣等

目標と施策方針

第3条 目標

第4条 国の施策

第5条 地方公共団体の施策

山村振興のための具体的措置

第6条 調査

第7条 指定

第7条の2 山村振興基本方針

第8条 山村振興計画

第8条の2 (計画作成に関する) 国の援助

第8条の3 山村振興計画の変更

第8条の4 報告の徴収(計画に産業振興施策促進事項がある場合)

第8条の5 措置の要求(同上)

第8条の6 林業・木材産業改善資金助成法の特例

第8条の7 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

第8条の8 農地法等による処分についての配慮

第8条の9 中小企業者に対する配慮

第9条 山村振興指針の勧告

第10条 山村振興計画に基づく事業の助成等

第10条の2 地方債についての配慮

第11条 基幹道路の整備

第14条 地方税の不均一課税に伴う措置

第17条 日本政府金融公庫からの資金の貸付け

第18条～21条の3 情報・通信体系、再エネ利用、医療確保、介護、高齢者施設、地域文化、交流、鳥獣害防止、教育環境整備等に関する配慮

※ 第12条、13条、15条及び16条は削除

I 農山村地域の活性化 (農林水産省農村振興局関係)

【中山間地域等の集落維持と活性化・自立化の流れ（ソフト事業の活用等）】

- 人口減少や高齢化に起因する中山間地域等の諸課題に対応しつつ、さらなる人口減少を見据えた地域づくりと農山漁村の活性化に向けた取組を後押し



コミュニティ維持と農山漁村の活性化・自立化

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間】

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓に向けた取組**を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年間】

【交付率：定額】

<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等 地域産品の加工・商品化



地域資源を活用したビジネス創出の支援

2. ② 山村振興セミナー支援
外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習
ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

2. ① 商談会開催支援

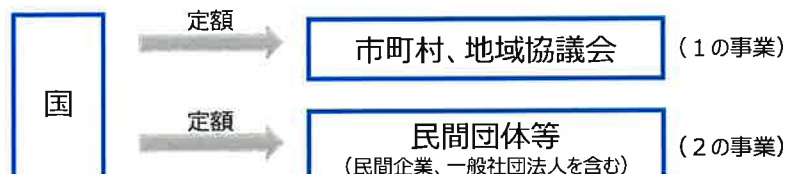
山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング
販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

<事業の流れ>



山の恵みプロジェクト※のご案内

※ 山村活性化対策事業等による商品・サービス開発に取り組む前の準備段階と、事業取組後の売上向上・事業継続を支援するプロジェクト

Before

After



マーケティング基礎講習

山村での商品開発・販売に係る起業や経営継続に必要な基礎知識の習得を目的とした講習

●全6回／1講座60分（オンライン）



ビジネスモデル作成ワークショップ

新商品・サービス開発のアイデアを有する発案者と共同で、専門家支援の下、実際に事業を企画する勉強会

●全6回／1勉強会120分（オンライン・対面）

●最終評価会(コンペ)→審査員による事業性評価



商談会支援セミナー

商談会等での商品PRやECサイトでの効果的宣伝手法等について具体的・実践的ノウハウを伝授するセミナー（オンライン）

●全6回／1講座60分

展示商談会

各種展示商談会への出展等支援(事務手続きの簡素化・費用負担軽減、集合展示による注目度向上(集客・商談機会の増)、横連携の構築、事後取次など)。年2回以上予定(令和4年度は、9月と2月の下記に出展)

9月 オーガニックライフスタイルEXPO (東京 浜松町)

自然豊かな地域・商品への興味・関心の高いバイヤー及び一般消費者来場型の展示販売会(食品・非食品)

2月 Int'l ギフト・ショー春 (東京 ビッグサイト)

95回目となる(年2回開催)日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市(食品・非食品)

年間スケジュール (令和4年度の例)

カリキュラム	5～6月上旬	7月・8月	9月	10・11・12月	1月	2月
山村振興セミナー	●基礎講習 ●WS 山村からの参加者募集	基礎講習 WS	基礎講習 WS(中間評価会)	基礎講習 WS	基礎講習 WS(最終評価会)	修了証授与 表彰式/修了証授与
商談会 (セミナー・商談会)		セミナー	オーガニックライフスタイルExpo	セミナー	セミナー	Int'l ギフト・ショー春

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

【支援内容】

中山間地域における複数集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援（事業実施期間：最大5年間）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備等を支援

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみでの話し合い】



【先進地視察】



【体制整備】



長大法面の芝生化



放牧



省力化機械の導入

【農用地保全の実証的な取組】

Step 1 で、地域ぐるみの話し合いにより、まずは、営農を続けて守るべき農地を整理、維持管理が困難な農地等においては、粗放的な利用を行うなど多様な土地利用の概略構想から、実証的な取組を行いつつ、3年以内に地域における土地利用構想を策定

▶ ①ソフト：上限 1,000万円/年

Step 2 では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施

▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）：
ハード定率（5.5/10等 上限2,000万円/年）

▶ ③粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a
又は 上限5,000円/10a

※ 営農定着のための支援として最大3年間

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地



水路の補修・整備



【農業用ハウスの整備】



【蜜源作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯】



【計画的な植林】

【農用地保全等推進員の措置】

多様な農用地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート
(ソフト：上限250万円/年)

※ 活性化計画を作成していること
又は作成することが確実であること

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間】 最大3年間

【交付率（上限）】 定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※下線部は拡充内容

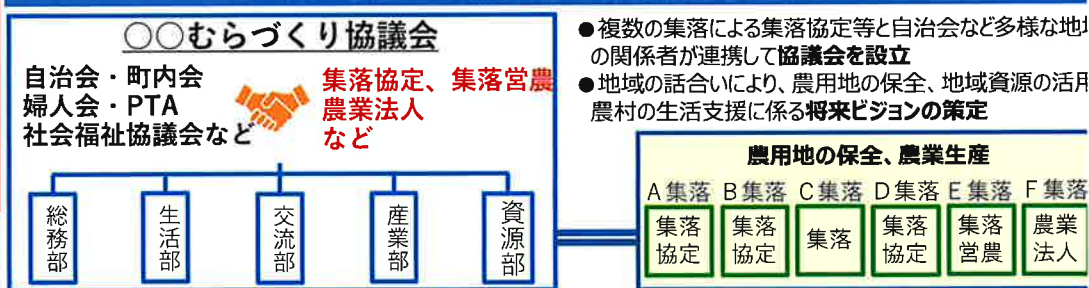
※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



農村RMO形成伴走支援



最適土地利用総合対策

【令和5年度予算額 9,070 (9,752) 百万円の内数
(令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※)
農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



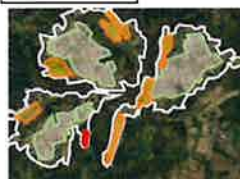
【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業^{※1}

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業^{※1}

- ① 農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

※1 旧 地域活性化対策、旧 農山漁村発イノベーション対策、旧 農泊推進対策、旧 農福連携対策を再編
※2 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

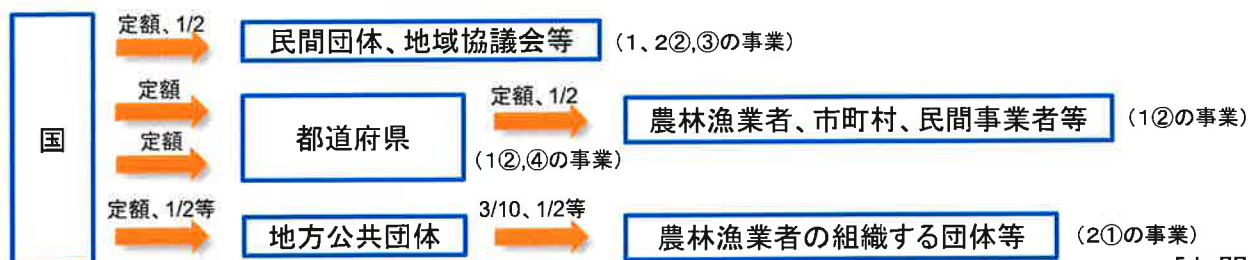
（関連事業）

農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容



＜事業イメージ＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



② 農山漁村発イノベーション創出支援型



③ 農泊推進型

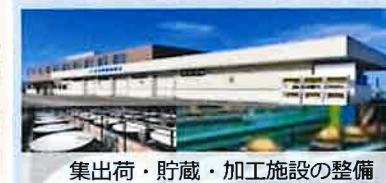


④ 農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型産業支援型



② 農泊推進型



③ 農福連携型



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-6744-2493）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和5年度予算額 9,603（10,003）百万円】
（令和4年度補正予算額 3,700百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

鳥獣被害防止総合対策交付金

9,603（10,003）百万円

- 鳥獣被害防止総合支援事業
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援
イ 鳥類に対する総合的な対策の支援
ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】 等
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。
ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援 等
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援
被害等の可視化、対策への活用
- 鳥類に対する総合的な対策の実施
地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援
鳥類の被害を受けたキャベツ

【ジビエ利用拡大に向けた取組】

- 広域搬入体制の全国展開【令和4年度補正予算】
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開
- 豚熱発生県における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援
- ジビエを扱う飲食店等の拡大【令和4年度補正予算】
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施

【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

＜予算額の推移＞

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96
補正予算額	—	4	—	—	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	

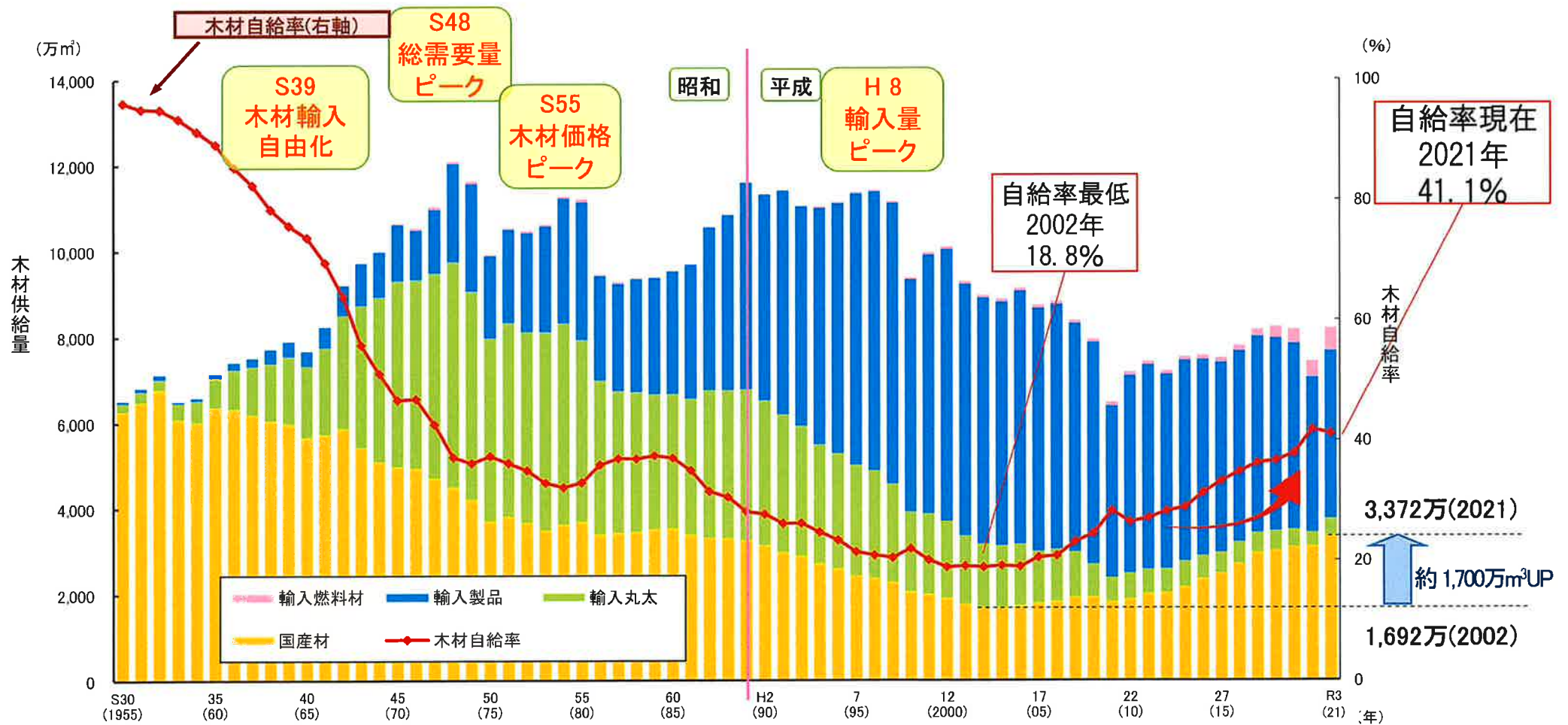
※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

Ⅱ 森林・林業の振興 (林野庁関係)



木材供給の現状

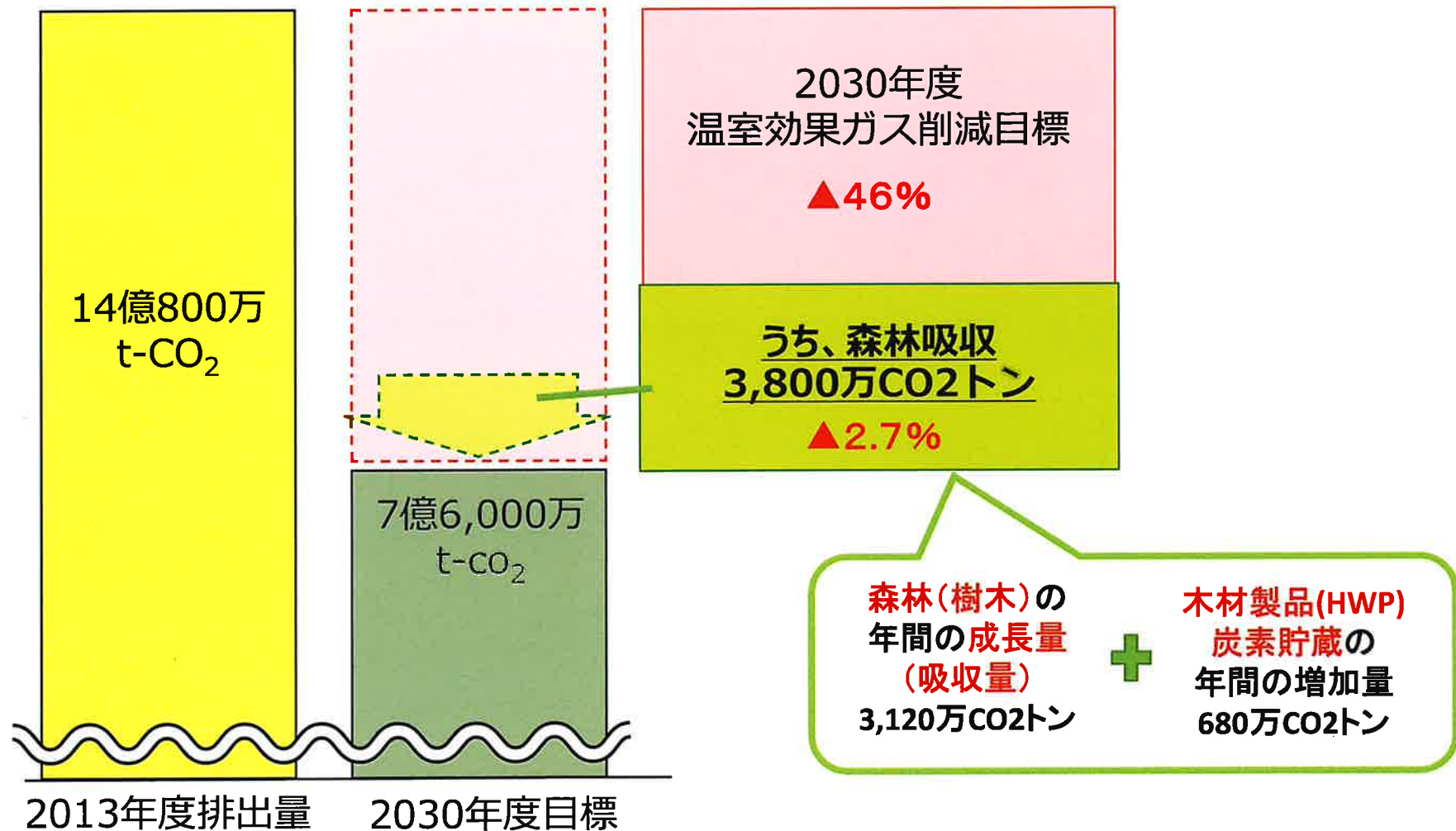
■ 木材の供給量の推移



資料: 林野庁「木材需給表」

2030年度森林吸収量目標について

■ 新たな温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標（2030年度）



森林環境税及び森林環境譲与税について

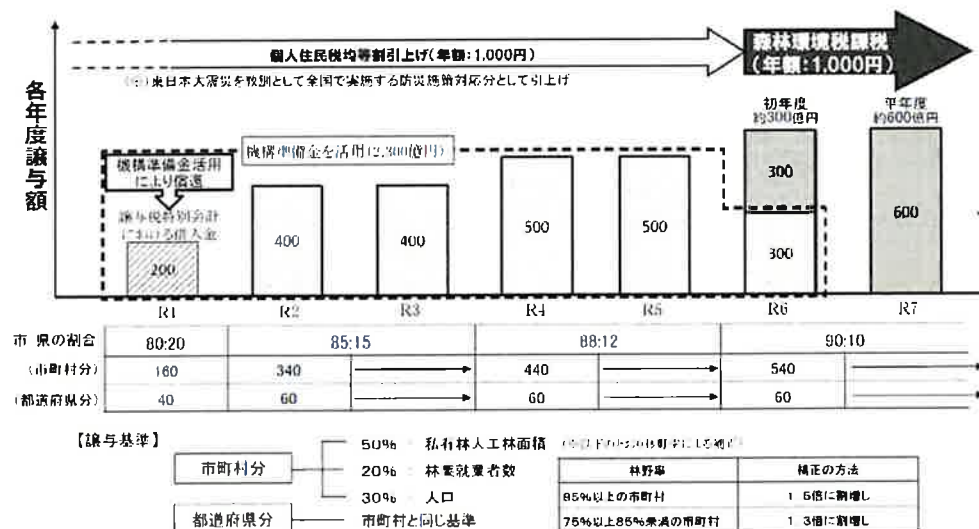
- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月に成立

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

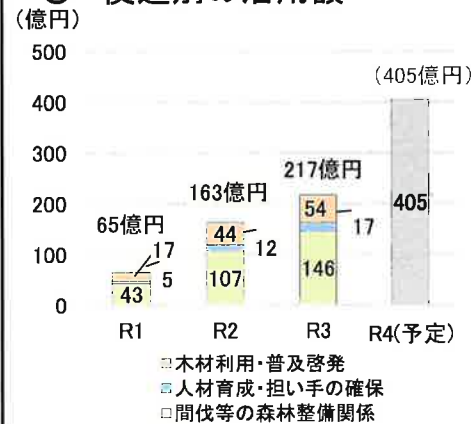
- **森林環境税(令和6年度から徴収)**
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。
- **森林環境譲与税(令和元年度から譲与)**
 - 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正)(50%)、林業就業者数(20%)、人口(30%)により按分して譲与。
 - 市町村の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。

○ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



■ 市町村における取組状況

○ 使途別の活用額



※ 活用額、取組実績は総務省・林野庁調べ。
※ 活用額のうちR4予定の金額については、令和4年9月時点で市町村への聞き取り結果をとりまとめたもの。

○ 取組事例

【鹿児島県姶良市】
森林経営管理制度を活用して、経済ベースで成り立たない森林の整備を実施



○ 主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3
森林整備面積(うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)
林道、森林作業道等の整備	約90km	約238km	約420km
木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³
イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回

【愛知県安城市】
上流域の根羽村のNPO法人と連携し、木箱等を作製するワークショップ等を実施



市町村等における効果的な取組の推進を図るため、林野庁として、優良事例の横展開を図るとともに、都道府県と連携して、研修の開催・個別の助言等を通じて市町村をサポート

森林環境譲与税の全国の活用状況や取組事例についての林野庁HP
URL: https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html#t3

森林環境税・森林環境譲与税の広報－市町村における取組

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

～ 令和6年度からの課税開始前にやっておくべき5つの広報 ～

令和6年度から
課税開始！

森林環境税

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収

納税義務者 約6,200万人
国民 → 市町村 → 都道府県

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与

市町村、都道府県
森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用
私有林人7割未満 5割
林業従事者数 2割
人口 3割、1.49倍増

1,000円も必要？
何に使っている
のかな？



1,000円が、
どう役立って
いるの？



その1 使途公表ホームページは分かりやすいですか？

譲与税の使途に関心を持った方が、最初に目にする情報と言っても過言ではありません。金額と事業名だけでなく、写真や図表も交えて、分かりやすく成果や効果を伝えるホームページにしましょう！

その2 広報誌を活用していますか？

自治体広報誌は、幅広い方々に情報を届ける有効なツールです。譲与税の特集記事を組んだり、譲与税の制度や使途を紹介するなど、積極的に自治体広報誌へ記事を掲載しましょう！

その3 広報資材を作成・配布していますか？

独自にPR動画を作成するなど、目に触れる機会を増やす工夫も大切です。一般向け行事では、譲与税の成果を広報するパネル展示やパンフレット配布を行い、理解醸成の機運を高めましょう！

その4 譲与税活用事業である旨を表示していますか？

譲与税が活用されていることを実感してもらう工夫も大切です。譲与税を活用した森林整備箇所への看板設置や、整備した施設・木製品への焼き印等による表示など、譲与税活用事業をしっかりPRしましょう！

その5 譲与税活用事業のプレスリリースを行っていますか？

新聞などのマスメディアに取り上げられることも幅広い方々へのPRに有効です。譲与税活用事業は、積極的にプレスリリースを行いましょう！デジタルネイティブ世代に向けては、SNSによる情報発信も有効です。

- 令和6年度からいよいよ森林環境税の課税開始
- 森林環境譲与税が何に使われ、それがどう役立っているのか、納税者に分かりやすく、しっかり伝えることが大切
- 広報の取組事例集も参考に、広報活動を強化

～ 自治体における広報の取組事例(事例集より抜粋) ～

① 使途公表HPの工夫 ～高知県の町～



(いの町HP)
<https://www.town.ino.kochi.jp/shigoto/ringyo/9942/>

② 広報誌の活用 ～岐阜県高山市～

「広報たかやま」2022年10月号に特集「林業が森林環境と暮らしを守る！100年先を見据えた森林づくり」を掲載。

■ 広報たかやま 2022年10月号



(高山市HP)
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/017/292/10-all.pdf

③ 独自の広報資材の作成 ～兵庫県神戸市～

譲与税を活用した森林整備現場の見学会について、参加者以外へも広報・啓発を行えるよう、動画を制作し公開。



(神戸市動画URL)
<https://www.youtube.com/watch?v=w7i0tXFS>

④ 事業箇所等への表示 ～秋田県横手市～

譲与税を活用して導入・作製した木製施設等に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示。

■ 公園へのあずまの設置(令和2年度)における例



⑤ 事業のプレスリリース ～北海道北斗市～

新生児へ木製品を贈呈する事業について、令和3年6月にプレスリリースを実施。



公共建築物等木材利用促進法の改正（令和3年6月18日公布、10月1日施行）

主な改正内容

■ 法律の題名、目的の見直し

- ・ 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：「**都市（まち）の木造化推進法**」）に改正
- ・ 目的に「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示、木材利用促進の対象を**公共建築物から建築物一般に拡大**

■ 木材利用促進本部の設置

- ・ 農林水産大臣を本部長、
総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣、環境大臣を本部員
- ・ 基本方針の策定等を実施

■ 建築物木材利用促進協定制度の創設

■ 「木材利用促進の日」（10月8日）、「木材利用促進月間」（10月）の制定

木材利用促進本部



第2回木材利用促進本部（令和4年3月31日）



森林サービス産業～新たな森と人のかかわり「Forest Style」の創造～

「Forest Style ネットワーク」のご案内

はじめに

林野庁では、「森林サービス産業」の創出・推進に関心のある様々なセクターの方々が集い、意見交換や情報共有等を図ることを目的とした「Forest Style ネットワーク」を立ち上げ、活動をしています。

本ネットワークに参画団体等として参加して、「森林サービス産業」の創出・推進に関心ある団体等の皆様とネットワーク形成・情報交換等を行ってみませんか。

「Forest Style ネットワーク」について

●構成について●

民間企業、団体、及び研究機関等に所属する有識者等となります（「参画団体等」と呼ぶことにします）。

●参画団体等の募集●

林野庁のホームページを通じて通年で募集を行います。

●活動内容等●

メルマガの発行をはじめ「森林サービス産業」の創出・推進に係る様々な情報の共有や企業・団体と森林サービス産業に取り組む地域とのマッチング機会の創出に取り組んでいます。

また、森林サービス産業や山村地域の活性化に関する会員からの情報（公的機関が関与しているもの等に限る）も配信しています。



参画団体一覧



参加申込用紙



事務局・問い合わせ先

林野庁森林利用課 山村振興・緑化推進室

【TEL】03-3502-0048 【Mail】forest_style@maff.go.jp（櫻井、江田、井村）

Ⅲ 新たな国土の形成 (国土交通省関係)

新たな国土形成計画(全国計画) 原案(概要)

新たな国土の将来ビジョン

計画期間：2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転職なき移住等の場所に縛られない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

デジタルとリアルの融合による 活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横串の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

〈広域的な機能の 分散と連結強化〉

※層間のネットワーク強化

〈持続可能な生活圏 の再構築〉

- ◆ 中枢核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとられない新たな発想からの地域生活圏の形成

国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靱性(レジリエンス)の向上

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとられない地域間の連携・補完)
- 「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換)
 - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
 - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
 - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相乗効果の発揮に繋がる

持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビニ等への水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等)を通じたネットワーク化)
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再生エネ導入、ハイブリッドダム等) 等

人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える

国土基盤の高質化

地域を支える人材の確保・育成

- 防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の下支え〔機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化〕
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化

- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

- 包摂的社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクト＋ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想の実現

国土形成計画(全国計画) 目指す国土の姿

新時代に地域力をつなぐ国土

～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

地方の危 機的状況

- ✓ 危機・難局に直面する**地方を重視**し、新たな時代へと刷新
- ✓ 各地域の地域力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、未来へとつなげる

地域力

地域課題を
克服する
守りの力



地域の魅力を高め
人々を惹きつける
攻めの力

地域の総合力・底力を最大限に発揮

地域を担う人材の主体的・内発的な地域づくり

地域に対する**誇りと愛着**を原動力とした、
地域に暮らし、関わる、住民等の多様な主体の参加と連携

有形・無形の地域資源を総動員

自然環境、
景観、風土

歴史、
文化・伝統

生活サービ
ス、産業

国土基盤

生態系
サービス

地域マネジメントのパラダイムシフト

《新たな発想からの地域マネジメントの構築》

縦割り分野
ごとの地方
公共団体で
の対応だけ
では限界



- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携
- デジタルの徹底活用

◆ 地方に**活力**を取り戻し、**安全・安心**で、個性豊かな**地域**を全国に広げる

◆ 未来を担う若者世代を含め、人々を惹きつける地域の**魅力**を高め、**地方への人の流れ**を創出・拡大

国土全体にわたる各地方の**地域力の結集**なくして、日本の未来はない

国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等に関する

国土構造の基本構想

シームレスな拠点連結型国土

- 国土全体にわたって、広域レベルでは**人口や諸機能を分散**
- 広域レベルからコミュニティレベルまで、**重層的な生活・経済圏域**の形成
- 各階層の圏域において、可能な限り**諸機能を多様な地域の拠点に集約**し、水平的・垂直的・多面的な**ネットワーク化**
- **デジタルとリアル**の融合により、**時間や場所の制約を克服**し、行政界を越えて、暮らしや経済の実態に即し、サービスや活動が継ぎ目なく展開

東京一極集中の是正

地方と東京の
win-winの関係
構築

国土の
多様性
(ダイバーシティ)

包摂性
(インクルージョン)

持続性
(サステナビリティ)

強靱性
(レジリエンス)
の向上

人と人、人と地域、地域と地域が、質の高い交通やデジタルのネットワークでシームレスにつながり合う**国土構造の構築**

⇒ 「コンパクト＋ネットワーク」をさらに進化・発展

人口や諸機能の広域的な分散

●四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島において、人口が減少する中であっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける国土の形成を目指す。

●このため、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワーク等の強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図る。

活発なヒト・モノの流動による
イノベーションの促進

災害時等のリダンダンシー確保

陸海空のシームレスな
総合交通体系の高質化
＋
デジタルの徹底活用

日本海側＋太平洋側 二面活用 内陸部を含めた全国の連結強化

中枢中核都市等を核とし
た
広域圏の自立的発展

広域圏内・広域圏間
の交流・連携

アジア等海外
との直接交流

日本中央回廊の形成
リニア開業等による時間距離短
縮等の効果を全国に波及

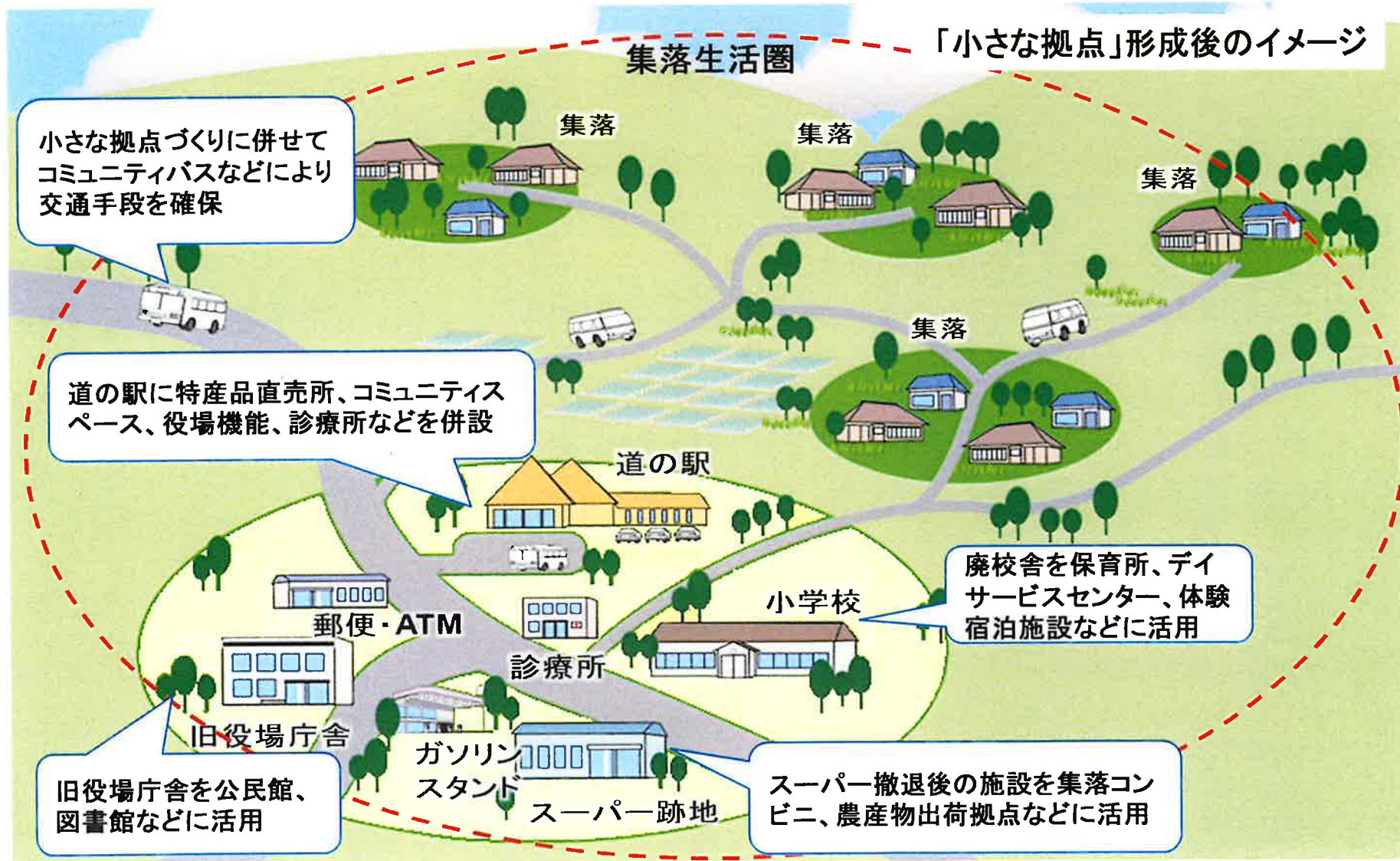
地方の中心都市を核とした地域生活圏の形成
〈デジタルとリアルの融合による地域課題解決と地域の魅力向上〉

地方への人の流れの創出・拡大

※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではない。

「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



二地域居住等の推進

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む。)を設ける暮らし方であり、地方への人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正や地方創生に資するものである。
- 新型コロナウイルス禍を契機に、テレワークの利用の拡大や地方暮らしへの関心が高まるなど「働き方」や「住まい方」に大きな変化が生じていることから、この機を活かして二地域居住等を推進する。

コロナ禍における国民の意識の変化

(株)トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(令和3年6月)

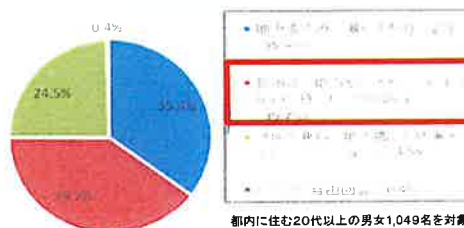
・地方暮らしへの関心が高まっている。

Q.あなたは新型コロナウイルスの感染拡大で地方暮らしへの関心が高まりましたか？(n=580)



・移住・定住よりも二地域居住を志向。

Q.あなたの望む地方暮らしのスタイルは何ですか？(n=580)



都内に住む20代以上の男女1,049名を対象に調査。
そのうち地方暮らしに関心があると回答した580名が対象。

二地域居住等の推進に係る取組

- 二地域居住に係る取組事例集による情報提供
- 新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査
 - ・課題やノウハウ等の実態調査・検討を行い、自治体向けガイドライン、二地域居住を希望する個人向けハンドブックを作成し、情報提供。(令和3年度)
- 全国二地域居住等促進協議会(令和3年3月9日設立)
 - ・二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るため設立。
 - ・国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省が協力。
 - ・参加団体743団体(令和5年5月1日時点)
 - 正会員:667団体(地方公共団体)
 - 協力会員:76団体(移住等支援機関、関連民間事業者等)
- 連携した取組
 - ・省内関係局、関係省庁において、住まい、移動交通、テレワーク等に係る支援策を実施。

【デジタル田園都市国家構想総合戦略】(令和4年12月23日 閣議決定)

第4章 各分野の施策の推進／2.分野別の施策の推進／(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上／②人の流れをつくる／イ 関係人口の創出・拡大／i 関係人口の創出・拡大／【具体的取組】／(b)二地域居住等の普及促進

・二地域居住等を普及促進するとともに、それにより地域との関わりを促すため、関係府省庁や地方公共団体等と連携して、関連する支援を行う。また、地方公共団体と民間企業等が連携して行う先導的な二地域居住等の取組の調査を行うとともに、全国二地域居住等促進協議会と連携し、調査結果等の横展開を実施する。

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間：平成28年度～令和7年度)

事業内容

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**活用**(地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用する場合に限る)
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の**除却**
【補助率：市区町村が実施 国2/5、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】
 - ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国1/2)
 - ② 不良住宅の除却
 - ③ 上記以外の空き家の除却(跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る)
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**【補助率：市区町村が実施 国1/2】
- 空き家の**所有者の特定**【補助率：市区町村が実施 国1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率：市区町村が実施 国1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
 - ① 行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
 - ② 代執行後の債権回収機関への委託費用
 - ③ 財産管理制度^{※1}の活用に伴い発生する予納金
- ※1 民法に基づく不在者財産管理制度、相続財産清算制度、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度

<空き家対策関連事業>【補助率：各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業
 - ・住宅・建築物耐震改修事業
 - ・住宅市街地総合整備事業
 - ・街なみ環境整備事業
 - ・狭あい道路整備等促進事業
 - ・小規模住宅地区改良事業
 - ・地域優良賃貸住宅整備事業
 - ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業^{※2}
- ※2 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市区町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

<空き家対策促進事業>【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

<空き家対策モデル事業> (NPOや民間事業者等が実施するもの)

① 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討[※]やその普及・広報等[※]への支援【補助率：定額(国)】

- | | | |
|--|---|--|
| 1. 空き家に関する相談
対応の充実や空き家の
発生抑制に資する官民
連携体制の構築等 | 2. 空き家の活用等に
資するスタートアップ
など新たなビジネス
モデルの構築等 | 3. ポスト・コロナ時代を
見据えて顕在化した
新たなニーズに対応
した空き家の活用等 |
|--|---|--|

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

② 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い[※]空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率：活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施 [※]	市区町村が実施
活用・ 土地整備	国1/3、市区町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市区町村1/2
除却 (代執行等)	-	国1/2、市区町村1/2
除却 (上記以外)	国2/5、市区町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市区町村3/5
※市町村による補助制度の整備が必要		
モデル事業	NPO・民間事業者等が実施	
調査検討等	定額(国)	
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3	
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5	

IV 地域振興のための多様な取組 (総務省関係)

地域おこし協力隊について

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体(受入可能自治体1,461団体の約77%)となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

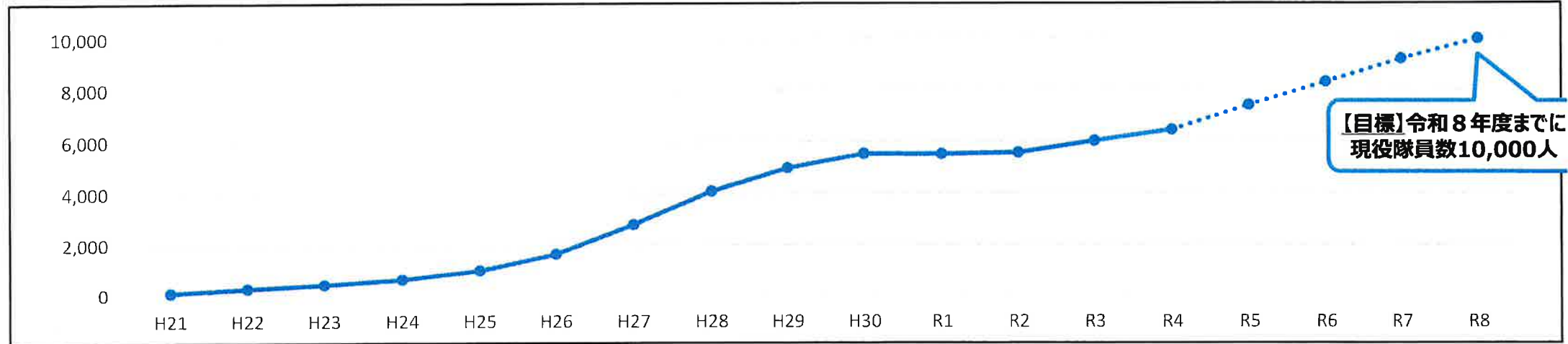
○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・ **令和5年度予算 2.1億円**

- ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊 隊員数の増加に向けた取組について

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
隊員数	89	257	413	617	978	1,629	2,799	4,090	4,976	5,530	5,503	5,560	6,015	6,447
取組自治体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065	1,085	1,116



応募者数の増加

- ・ 制度の認知度不足
- ・ 受入自治体の募集内容に魅力がない

- SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけ
- おためし協力隊・協力隊インターンの活用推進
- 受入自治体における募集・受入の強化（サポートプラン①）

募集者数・受入自治体数の増加

- ・ 受入実績がないor隊員数が少ない自治体が存在
- ・ 職員の負担増

- 研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウを共有
- 複数人の隊員の受入れを働きかけや多様な分野での活用を促進
- 受入自治体におけるサポート体制の強化（サポートプラン②）

隊員のサポート体制の強化（ミスマッチの防止）

- ・ 隊員のニーズの多様化
- ・ 任期途中の退任者が一定存在
- ・ 隊員の孤立

- サポートデスクによる相談体制の確保
- 都道府県OB・OGネットワークの強化によるサポートの充実
- 受入自治体におけるサポート体制の強化（サポートプラン②）（再掲）

任期終了後の定住に向けたサポート

- ・ 任期終了後の仕事が見つからない、住むところがない

- 就業に向けた支援の強化
- 空き家の利活用や住まい探しの支援
- 起業・事業承継に向けた支援の強化（サポートプラン③）

（■：国費事業 ■：地財措置 □：その他

市町村に対する依頼事項

- ◎ 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、以下の事項について市町村にご対応いただくよう、各都道府県からご助言を行っていただきたい。
- ◎ その際、各種財政措置も活用可能である旨、市町村に対して周知していただきたい。

お願い事項	財政措置
(1) 積極的な隊員の募集・受入～応募者の裾野を広げ、ミスマッチの防止を図る～	
① 「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」等の外部人材や民間求人サイトを活用した、募集の企画力・広報力の強化	・国費（アドバイザー派遣）
② 隊員のミッション等の具体化・多様化	・国費（隊員・自治体職員向け研修）
③ 隊員の孤立を防止するため、複数人の受入れ ※例えば、毎年2人以上、計6人以上の任用	・特交（募集等に要する経費・300万円）
④ おためし・インターンの活用 ※特に、受入実績がない団体等	・特交（活動に要する経費・480万円・人数上限なし）
(2) 隊員の活動期間中のサポート～退任者を減らし、活動の質も向上させる～	
① 隊員の活動状況の把握	・国費（隊員・自治体職員向け研修）＜再掲＞
② 活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等（OB・OGに委託可）	・特交（OB・OGへの日々のサポートの委託等に要する経費・200万円）
③ 任期1年目の隊員への初任者研修など各種研修の実施（OB・OGに委託可） ※例えば、庁内各課、商工会、金融機関等とも連携した研修会等の情報提供	
(3) 隊員の任期終了後に向けたサポート～定住の有無に関わらず、引き続きの活躍の場を提供～	
① 定住の有無に関わらず、OB・OGの連絡先の把握 ※例えば、移住者または関係人口として引き続き関わっていただくような情報発信	・特交（OB・OGへの日々のサポートの委託等に要する経費・200万円）＜再掲＞
② 隊員の任期後の活動予定状況の把握 ※例えば、庁内各課、商工会、金融機関等とも連携した企業セミナーなどの情報提供や相談対応（就職、企業・融資等）	・国費（ビジネスサポート事業、起業・事業化研修）
③ 仕事探し・住まい探しに要する経費に対する支援	・特交（起業・事業承継に要する経費・100万円、空き家改修に要する経費・措置率0.5、移住・定住対策に対する経費・措置率0.5×財政力補正）

※上記のほか、引き続き情報発信の強化にも取り組んでいただきたい。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材 派遣

利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入

1/4
交付金

1/8
特別
交付税

1/8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政
支援

認定

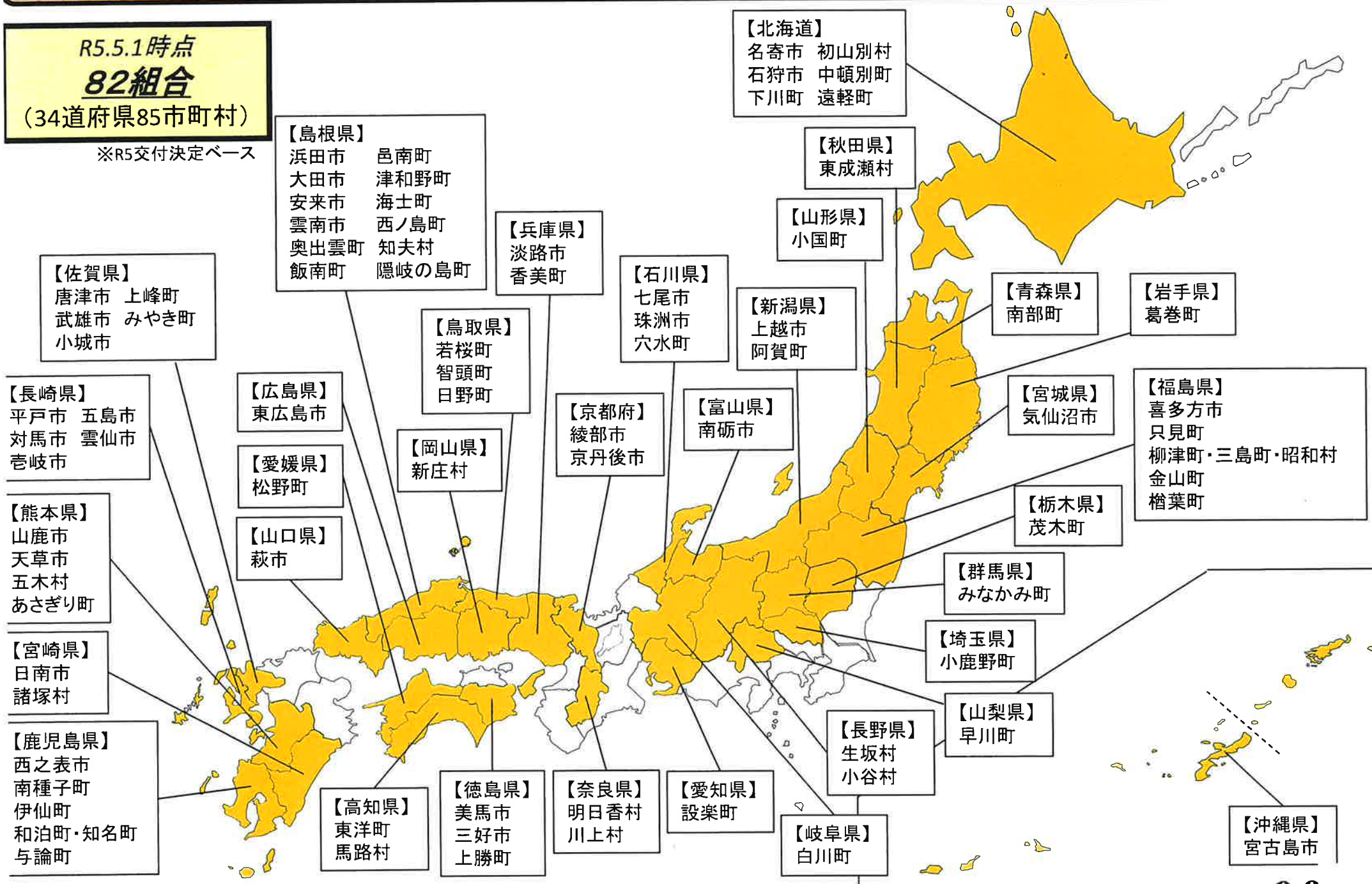
都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.5.1時点
82組合
(34道府県85市町村)

※R5交付決定ベース



集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

ローカル10,000プロジェクト

R5予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (455事業、365億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R5年3月末時点))

※端数処理の都合上合計は一致しない。

- ・ 公費交付額 129億円
- ・ 融資額 181億円
- ・ 自己資金等 54億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】